

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

平成18年2月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	タービン建屋機械式真空ポンプ室移送ファン(HVE-5)出口空気作動ダンパ用電磁弁の点検時、排気孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	
2	1号機	原子炉建屋3階床ドレンファンネル(RF-320A)において、目皿の外れが認められたため、目皿を取付け	
3	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置(ACH2-7)の圧縮機(A)吐出圧力計(PI-76-821A)の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該圧力計を交換	
4	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置(ACH2-7)温度スイッチ(TS-76-702)の点検時、接点動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	
5	2号機	循環水ポンプ(C)のグランド受け排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
6	2号機	ほう酸水注入系ほう酸水貯蔵タンク温度スイッチ(TS-11-50)において、動作不良(設定ズレ)が認められたため、当該温度スイッチを点検・調整	
7	4号機	格納容器雰囲気モニタ系校正用ガスボンベラックの点検時、圧力調整器の配管継手部等より微量リーク(4箇所)が認められたため、当該部を修理	
8	4号機	炉心スプレイポンプ(A)廻りシール水配管の配管サポート点検時、サポート取付部品に欠落等(2箇所)が認められたため、当該部を修理	
9	4号機	残留熱除去ポンプ(A)廻りシール水配管の配管サポート点検時、サポート取付部品に欠落(1箇所)が認められたため、当該部を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ入口側の安全弁吹出し検査後の確認において、検査要領書記載の吹出し圧力許容範囲に誤記が認められたため、要領書を改訂	
11	4号機	主復水器細管洗浄装置(A系)ボール循環ポンプにおいて、軸受潤滑油レベルゲージ付け根部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
12	5号機	非常用ディーゼル発電機(5A)室の燃料油機関入口弁(V-46-90-51A)において、ハンドル接合部ステムの摩耗による弁ハンドルのガタつきが認められたため、当該弁を点検・修理	
13	5号機	非常用ディーゼル発電機(5B)室の燃料油機関入口弁(V-46-90-51B)において、ハンドル接合部ステムの摩耗による弁ハンドルのガタつきが認められたため、当該弁を点検・修理	
14	6号機	可燃性ガス濃度制御系流量指示スイッチの点検時、検出配管継手部に不良箇所が認められたため、当該部を修理	
15	6号機	地震計用検定装置点検時、校正ステッカーの未取付が認められたため、是正及び関係者へ周知	
16	6号機	高圧復水ポンプ(A~C)の吐出及び吸込圧力指示計(6台)の点検時、指示不良(指針スティック)が認められたため、当該指示計を交換	
17	6号機	ろ過水供給配管の点検時、Uボルト及び配管に腐食が認められたため、当該部を修理	
18	6号機	ほう酸水注入系機能検査(リハーサル)時、要領書手順の不備によるほう酸水貯蔵タンク出口弁の開動作不良が認められたため、要領書を改訂	
19	6号機	残留熱除去海水(A系)吐出ストレーナ(A側)ドレン弁において、シートリーク(1滴/30秒程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
20	6号機	残留熱除去ポンプ(A)室局所空調機(AH6-5)の出入口配管ドレン弁(2台)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
21	集中環境施設	高温焼却炉設備建屋連絡通路内のドラムリフトにおいて、台車の上部に変形が認められたため、当該部を点検・修理	
22	集中環境施設	サイトバンカプール水冷却浄化系ろ過器(B)の差圧が交換目安値に達したため、フィルタを交換	
23	集中環境施設	高温焼却炉窒素製造装置空気圧縮機の制御用エアフィルタドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を修理	
24	その他	海生物処理設備沈殿分離槽レーキ装置用電動機の点検時、軸外径寸法に管理値外れが認められたため、当該部を修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで